

(平成25年8月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

四国（香川）厚生年金 事案 1083

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に入社以来、申立期間においても継続して勤務していたにもかかわらず、昭和40年9月1日に、同社B支社C駐在所が、同社C支店に組織変更された際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支社C駐在所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は昭和40年8月31日にA社B支社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同社本社における同資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、36年頃から同社B支社C駐在所に勤務し、同駐在所が同社C支店に組織変更されたと供述している。

また、前述の同僚は、「A社C支店は、昭和40年9月1日に開設され、同社同支店の社員の社会保険は同社本社で加入した。」と供述していること、及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に同社C支店開設時に同社同支店に配属された同僚二人は、いずれも同日に同社本社で厚生年金保険の被保険者となっていることから判断すると、申立人の同社B支社C駐在所に勤務していた期間の厚生年金保険については、同社同支社において加入していたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に事業を廃止し、昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しているため供述等を得ることができず、保険料を納付したか否かについての確認はできないが、事業主が申立人の資格喪失日を40年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
② 平成 8 年 12 月 31 日から 9 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 2 月 29 日まで A 社に在籍していたにもかかわらず、同社における申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、平成 8 年 12 月 31 日に B 社 C サービスセンター（現在は、D 社）を定年退職したが、同社における申立期間②の被保険者記録が無いため、それぞれの申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間において A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 4 人の同僚は、死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 13 人の資格喪失日について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、月の初日の者は 5 人、末日の者は 0 人、初日又は末日以外の者は申立人を含む 8 人となっており、申立人の資格喪失日が不自然であるとは言えない。

申立期間②について、申立人は、B 社 C サービスセンターを定年により退職したとしているところ、D 社総務部人事統括センターから提出された申立期間当時の従業員就業規則及び申立人に係る人事記録データによると、定年の場合の退職日は、60 歳に達した年の 12 月 30 日と規定されており、申立人

の退職日は平成8年12月30日と記録されていることが確認できる。

また、平成7年12月31日にB社Cサービスセンターにおける厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚及び10年12月31日に同資格を喪失した同僚は、「当時、定年退職者は、60歳になる年の12月30日に退職する規定だった。」旨供述している。

さらに、申立期間②当時、B社Cサービスセンターにおいて、総務部門を担当していた二人の元社員は、「当時、年金受給の面で有利であることから、定年退職における退職日は60歳に達した年の12月30日とされていた。対象者には定年退職後の健康保険への加入等についての説明を行っていた。」旨供述している。

加えて、E企業年金基金から提出された加入員履歴照会によると、申立人の適用終了日（退職日の翌日）は平成8年12月31日となっていること、及びF健康保険組合から提出された資格喪失証明書によると、申立人の同組合における特例被保険者資格取得日（退職日の翌日）は、同年12月31日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1082

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 11 月 11 日まで

A社B鉱山における厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査の上、記録を訂正してもらいたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B鉱山に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録がある上、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和20年4月27日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の遺族から聴取しても、申立人が脱退手当金を受給したという話を聞いたことが無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 9 月 1 日まで
② 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 5 月 14 日から 40 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、それぞれA社、B社、C事業所、D社及びE社において勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社における業務内容並びに事業主氏名及び複数の同僚の姓を詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が、同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の同僚二人は、それぞれ「入社してから1年後に厚生年金保険に加入している。」、「昭和30年4月頃に入社し、31年6月4日に厚生年金保険の被保険者になっている。」旨回答している上、ほかに供述を得ることができた複数の同僚についても、自身が記憶している入社時期から1年から4年ほど経過した後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

また、A社は、昭和48年11月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立期間①に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の氏名は見当たらず、

健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務したとするB社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人が同社の最寄駅として名前を挙げた駅周辺を管轄する法務局に照会したが、同社の法人登記簿は確認できない。

また、申立人は、B社における同僚の氏名を記憶しておらず、同僚から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

一方、申立人がB社の最寄駅として名前を挙げた駅周辺に係る申立期間②当時の地図において、申立人が記憶する勤務地には、F社の名称が記載されている上、同社の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者が供述する業務内容は、申立人の主張する業務内容とおおむね一致していることから、申立人が勤務したとする事業所は、同社である可能性がうかがえる。

しかしながら、F社の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、いずれも申立人の氏名に記憶は無く、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

また、F社を吸収合併したG社は、「F社の時代の記録は確認できない。」旨回答している上、被保険者名簿において、申立期間②頃にF社の事業主として確認できる二人は、それぞれ、死亡又は連絡先不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立期間②に係るF社の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務したとするC事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、C事業所における同僚の氏名を記憶しておらず、同僚から、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

一方、申立人は、「C事業所は、H市にあった。」と述べているところ、申立期間③当時のH市の地図において、申立人が記憶する勤務地には、I

社の名称が記載されており、申立人が勤務したとする事業所は、同社である可能性がうかがえる。

しかしながら、I社の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、いずれも申立人の氏名に記憶は無く、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

また、I社は、昭和50年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立期間③に係るI社の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④について、申立人は、「当該期間において、J県のK町にあったD社の工場勤務し、同工場の火災に伴い退社した。」と述べているところ、J県のL市K支所から提出された資料（K町政史）から、D社のJ工場における火災は、当該期間より前の昭和36年9月20日に発生していることが確認でき、当該火災発生日前後の申立人の厚生年金保険の記録及び同社同工場の同僚の供述から、申立人は、同年4月12日から同年10月8日までの期間のうち、期間の特定はできないものの、同社同工場で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社J工場における複数の同僚は、「昭和36年4月頃に同社に入社したが、年金記録は同年7月からとなっている。」、「昭和36年11月頃に同社に入社したが、37年1月から厚生年金保険に加入している記録となっている。」旨供述している上、同社に入社後しばらくして工場火災が発生したとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和37年1月4日であることが確認できる。

また、D社J工場は昭和37年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関連資料を得ることができない。

さらに、昭和36年4月12日から同年10月8日までの期間に係るD社J工場の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間⑤について、E社の元事業主は、「申立人は、私が交通事故を起こした昭和39年頃に勤務していた記憶があることから、41年1月20

日に法人化したE社における勤務ではなく、私の父が個人経営していたM事業所の時代の勤務だと思われる。」旨供述している上、同社で厚生年金保険の記録が確認できる複数の者からも、申立人の同社における勤務に関する具体的な供述が得られず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が短期間であったが、一緒にE社において勤務したとする弟の同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、E社の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

一方、前述の元事業主の供述から、申立人は、E社として法人設立される前のM事業所において勤務していた可能性がうかがえるものの、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所の事業主（前述の事業主の父親）は既に死亡しており、同事業所における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、前述の元事業主は、「M事業所は社会保険に加入していなかった。労災程度しか加入していなかったと思う。」と供述している上、E社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「私は昭和39年11月頃からM事業所に勤務していたが、その頃は、まだ、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案1085

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月1日から31年2月1日まで

② 昭和32年1月26日から同年12月1日まで

申立期間①について、A社における船員保険被保険者資格の喪失日が昭和29年11月1日、B社における船員保険被保険者資格の取得日が31年2月1日とされており、申立期間①の記録が欠落しているが、私は、A社又はB社のいずれかの船舶に乗船勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②について、C社が所有する漁船で乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間②の記録が欠落しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所原簿（船舶所有者記号番号払出簿）によると、同社は昭和29年11月1日に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立人が記憶する関係者は連絡先不明により供述が得られない上、同社が船員保険の適用事業所でなくなった日に船員保険の被保険者資格を喪失した同僚からも、当該期間における申立人の勤務実態や同社の船員保険の取扱いについて供述を得られない。

また、A社は、昭和49年10月1日に解散しており、申立期間当時の代表取締役も既に死亡していることから、同社における申立人の勤務実態や保険料控除が確認できる関連資料及び供述を得られない。

一方、B社について、申立人から提出された同社「D丸」申立人宛ての郵便物（昭和30年9月29日付け）及び従兄の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、船員保険法において、昭和38年4月1日までは、総トン

数30トン未満の一般漁船は、船員保険の適用除外とされているところ、E県から提出された漁船原簿によると、「D丸」は、総トン数が28.95トンと記載されていることが確認できる。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認できる同僚10人に照会し、6人から回答があったものの、「D丸」に乗船していたとする者は確認できない。

さらに、B社は、昭和49年10月1日に解散しており、申立期間①当時の代表取締役も既に死亡していることから、当該期間における申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び供述を得られない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「Fが事業主であったC社の船舶に乗り込み、サケ・マス漁に従事していた。」と主張しているところ、C社は、事業所原簿（船舶所有者記号番号払出簿）に見当たらず、船員保険の適用事業所であったことを確認することができない上、同原簿において、船舶所有者をFとする船員保険の適用事業所記録は昭和32年12月1日に適用事業所となっており、当該期間の船員保険の適用は確認できない。

また、申立人がC社の事業主であったとするFは、既に死亡しているほか、申立人が記憶する関係者についても連絡先不明により、同社における申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について供述を得られない。

さらに、オンライン記録において、申立人がC社の船長であったとする者は、申立期間②直後の昭和32年12月1日で、申立人と同様に船員保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、当該期間において、船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。